

## 令和4年4月1日に施行される改正法

道路交通法施行規則第9条の10(安全運転管理者の業務)について

(1) 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること(第6号)。(2) 前記(1)の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること(第7号)となっております

## 令和4年10月1日に施行される改正法

10月1日には、上記(1)の内容をより確実に行うため、新たな項目が追加されます。その内容とは道路交通法施行規則第9条の10(安全運転管理者の業務)について

(1) 令和4年4月1日施行の(1)の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと(第6号)。

(2) アルコール検知器を常時有効に保持すること(第7号)。

道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会告示について

前記（2）の国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとする。